

## 2-3 関連計画の整理

### (1) 妹背牛町

計画名・年次	分野	計画内容
①第9次妹背牛町総合振興計画 -令和2年度から令和11年度 ②第2期妹背牛町まち・ひと・しごと創生総合戦略 -令和3年度から令和7年度	まちづくり	○公共交通の維持・確保と新たな利用システムの構築(①・②) ○将来を見据えた買い物・通院等の交通対策を検討(①) ○空知中央バス運行助成(①)
①第9次妹背牛町総合振興計画 -令和2年度から令和11年度 ②第2期妹背牛町まち・ひと・しごと創生総合戦略 -令和3年度から令和7年度 ③第9次妹背牛町高齢者保健福祉計画 -令和3年度から令和5年度	医療・福祉	○高齢者等に向けた外出支援サービスの推進(①・③) ○高齢者等の交通費助成(②・③) ○在宅障がい児通所支援交通費助成の推進(①・②・③)
①第9次妹背牛町総合振興計画 -令和2年度から令和11年度 ②第2期妹背牛町まち・ひと・しごと創生総合戦略 -令和3年度から令和7年度 ③第2期妹背牛町子ども・子育て支援事業計画 -令和2年度から令和6年度	子育て・教育	○妊婦検診通院に係る交通費助成の支援(①・②・③) ○高校通学費等支援の推進(①・②・③) ○公共交通体系・通学用交通機関の維持・確保(①・②) ○スクールバス購入事業の推進(①) ○在宅障がい児通所支援交通費助成の推進(①・②・③)【再掲】
①第9次妹背牛町総合振興計画 -令和2年度から令和11年度 ②第2期妹背牛町まち・ひと・しごと創生総合戦略 -令和3年度から令和7年度	観光	○広域連携による観光ルートの開発や観光促進体制の強化(①・②)

キーワード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通の維持・確保</li> <li>・買い物・通院等の交通対策</li> <li>・外出に係る経済的負担の軽減</li> <li>・通学用交通機関の維持・確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな利用システムの構築</li> <li>・外出支援サービスの推進</li> <li>・子育てに係る移動支援の充実</li> <li>・広域連携による観光ルートの開発</li> </ul>
-------	--	---

(2) 秩父別町

計画名・年次	分野	計画内容
①第6次秩父別町総合計画《第2次基本計画編》 -平成28年度から令和7年度 ②第2期秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略 -令和2年度から令和6年度	まちづくり	○持続可能な公共交通体系の確立(①) ○地域公共交通の維持・確保(②) ○地域生活交通確保補助金の推進(②) ○高速バス利用者タクシー助成事業の推進(②) ○タクシー助成事業の推進(②) ○バス高齢者利用助成事業の推進(②) ○北空知圏域をはじめとする広域連携の推進(②)
①第6次秩父別町総合計画《第2次基本計画編》 -平成28年度から令和7年度 ②第2期秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略 -令和2年度から令和6年度 ③第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 -令和3年度から令和5年度 ④秩父別町子ども子育て支援事業計画 -令和2年度から令和6年度	医療・福祉	○社会参加を促すための機会の創出及び移動手段の支援(①・③) ○高速バス利用者タクシー助成事業の実施(②・③) 【再掲】 ○タクシー助成事業の推進(②)【再掲】 ○バス高齢者利用助成事業の推進(②)【再掲】 ○在宅障がい者等施設通所費助成事業の実施(④)
①第2期秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略 -令和2年度から令和6年度 ②秩父別町子ども子育て支援事業計画 -令和2年度から令和6年度	子育て・教育	○妊産婦の交通助成事業の支援(①) ○スクールバス運行事業の推進(①) ○在宅障がい者等施設通所費助成事業の実施(②)【再掲】
①第6次秩父別町総合計画《第2次基本計画編》 -平成28年度から令和7年度 ②第2期秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略 -令和2年度から令和6年度	観光	○近隣市町と連携した広域観光事業を推進(①・②) ○観光メニューの開発や外国人観光客の受入体制の整備(①・②)

キーワード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な公共交通体系の確立</li> <li>・広域連携の推進</li> <li>・子育てに係る移動支援の充実</li> <li>・外国人観光客の受入体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共交通の維持・確保</li> <li>・社会参加を促すための移動手段</li> <li>・観光メニューの開発</li> </ul>
-------	--	--

(3) 北竜町

計画名・年次	分野	計画内容
①北竜町総合計画 -令和元年度から令和10年度 ②北竜町まち・ひと・しごと創生総合戦略 -令和2年度から令和6年度 ③北竜町地域公共交通計画 -令和3年度から令和7年度	まちづくり	○町内のバス路線を確保するため、バス事業者への支援を継続(①) ○交通弱者支援として地域公共交通の充実に努める(①) ○居住地から医療・買い物等の利便性が高い市街地への移動を図る(②) ○広域公共交通の維持(③) ○北竜町運営自家用車有償運送の新設(③) ○乗合タクシー運行の維持・継続(③) ○連絡施設間運行便の維持・継続(③) ○スクールバス一般利用の廃止(③) ○デマンド交通支援プログラムの維持・活用(③)
①北竜町総合計画 -令和元年度から令和10年度 ②第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 -令和3年度から令和6年度 ③北竜町地域公共交通計画 -令和3年度から令和7年度	医療・福祉	○移動困難者を対象とした、医療機関等への移動サービス事業の支援(①・②) ○高齢者運転免許返納サポート事業の支援(①・②) ○広域連携による移動支援等の地域生活支援事業を推進(①) ○高齢者等が安全かつ円滑に移動できる交通手段を検討(②) ○高齢者運転免許証自主返納サポート事業の維持・継続(③)
①北竜町まち・ひと・しごと創生総合戦略 -令和2年度から令和6年度	子育て・教育	○妊婦健診交通費助成(①) ○高等学校等通学等助成金(①)
①北竜町総合計画 -令和元年度から令和10年度	観光	○魅力ある観光情報の発信、受け入れ体制の充実等の支援(①) ○近隣自治体等の連携により、魅力ある観光資源をネットワーク化した広域観光ルートの設定や通過型観光から滞在型観光へのシフトを推進(①)

キーワード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内バス路線の確保</li> <li>・持続可能で充実した地域公共交通の確保・維持</li> <li>・医療機関等への移動サービス</li> <li>・広域連携による移動支援</li> <li>・地域実態に即した交通の整備</li> <li>・受け入れ体制の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・滞在型観光へのシフト</li> <li>・バス事業者への支援</li> <li>・利便性が高い市街地への移動・高齢者に向けた生活支援の充実</li> <li>・安全かつ円滑に移動できる交通手段</li> <li>・観光情報の発信</li> <li>・広域観光ルートの設定</li> </ul>
-------	--	--

(4) 沼田町

計画名・年次	分野	計画内容
①沼田町第6次総合計画 -令和元年度から令和8年度 ②第2期沼田町総合戦略 -令和2年度から令和6年度	まちづくり	○乗合タクシーの積極的な活用を推進し、町内外における交通機関の確保・充実を図る(①・②) ○利用者ニーズに合った公共交通の確保(①) ○町民が安心して暮らせる交通体系網の整備(①)
①第2期沼田町総合戦略 -令和2年度から令和6年度 ②第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 -令和3年度から令和5年度 ③第6期沼田町障がい福祉計画 -令和3年度から令和5年度 ④第2期子ども・子育て支援事業計画 -令和2年度から令和6年度	医療・福祉	○高齢者等の外出支援サービス事業の推進(①・②) ○高齢者等入院交通費助成事業の支援(①・②) ○障がい者の社会参加の促進を目的とした、外出支援や通院・通所に係る交通費助成等の単独事業展開(③) ○在宅障がい児等施設通所費補助事業の推進(④)
①第2期沼田町総合戦略 -令和2年度から令和6年度 ②第2期子ども・子育て支援事業計画 -令和2年度から令和6年度	子育て・教育	○妊産婦健康診査等受診交通費助成事業(①) ○在宅障がい児等施設通所費補助の推進(②)【再掲】
①第2期沼田町総合戦略 -令和2年度から令和6年度	観光	○外国人向けインバウンド対策事業を推進(①)

キーワード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗合タクシーの活用</li> <li>・公共交通の確保・充実</li> <li>・交通体系網の整備</li> <li>・高齢者等の外出支援サービス</li> <li>・通院等による経済的支援の充実</li> <li>・母子保健の充実</li> <li>・外国人向けインバウンド対策</li> </ul>
-------	---

## 2-4 地域公共交通計画の位置付け及び本地域における公共交通の位置付け

### (1) 位置付け

本計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画として策定します。また、「2-2 上位計画」及び「2-3 関連計画」の内容を踏まえた本計画の位置付けは以下のとおりです。

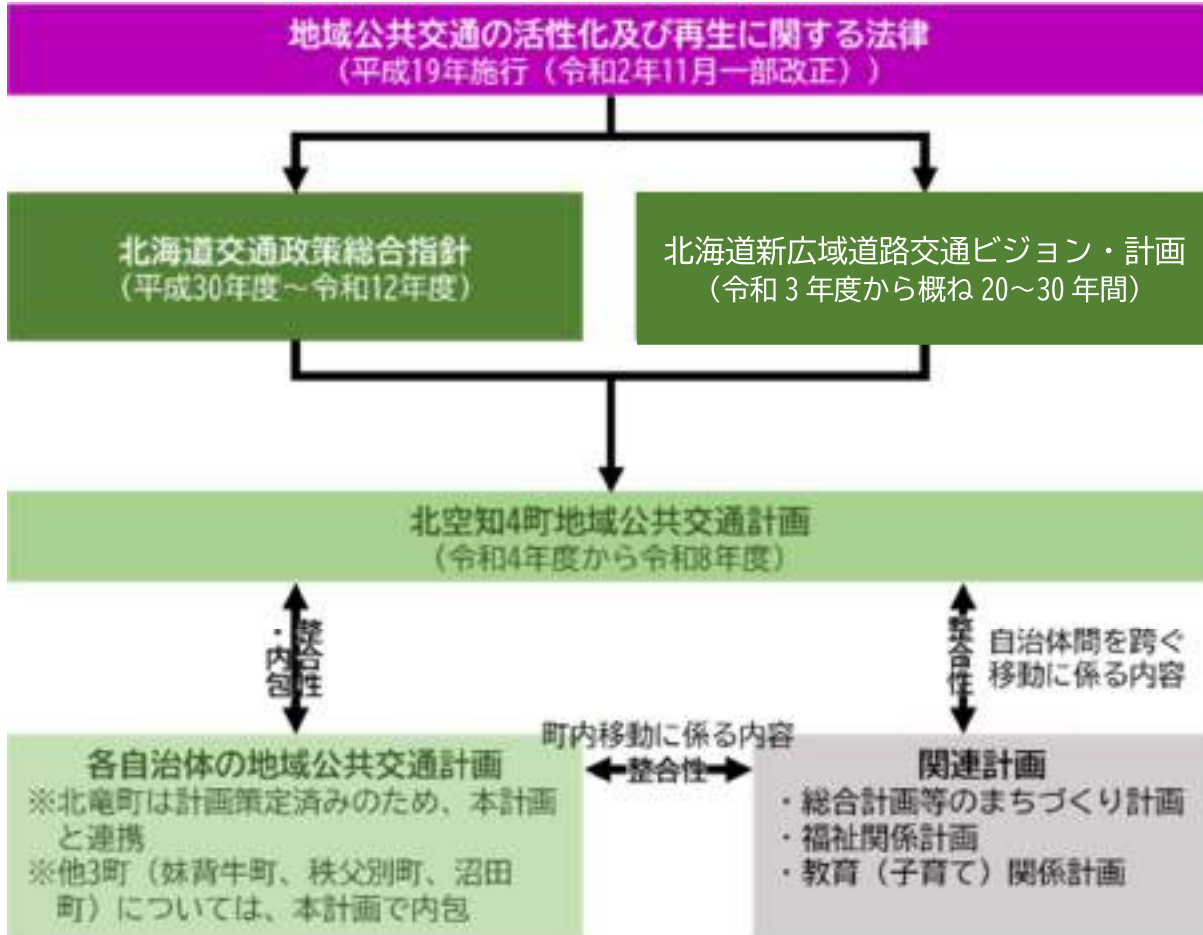
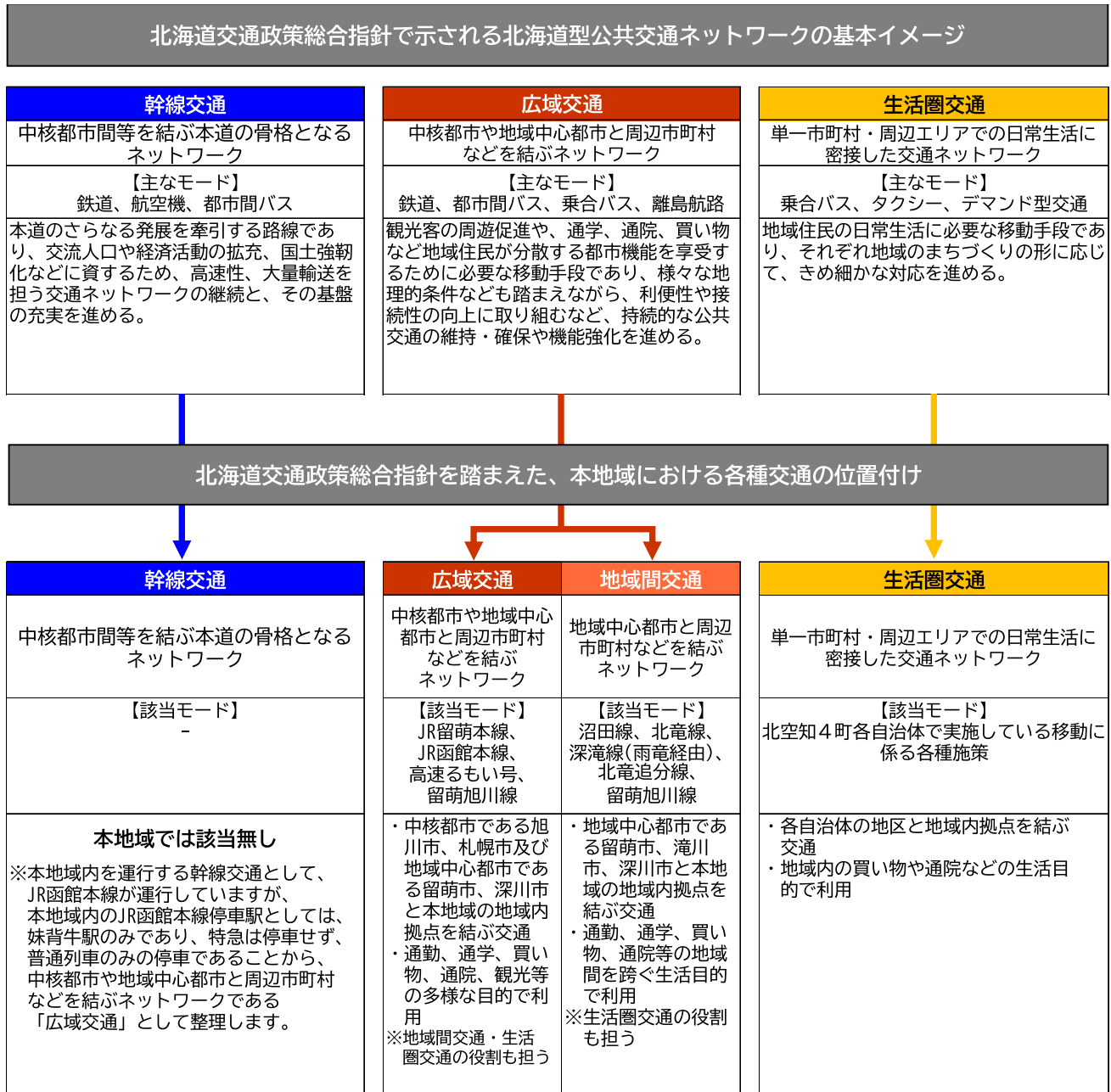


図 2-2 北空知4町地域公共交通計画の位置付け

(2) 求められる公共交通の役割を踏まえた、本地域における公共交通の位置付け

「2-2 上位計画」及び「2-3 関連計画」の内容を踏まえた本地域における公共交通の位置付け及び該当する公共交通を以下のとおりとします。



出典：北海道総合政策部「北海道交通政策総合指針」

([https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/H29\\_shishinsakutei.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/H29_shishinsakutei.html)) を参考に作成

図 2-3 本地域における公共交通の位置付け